

職員に対する懲戒処分について

1 処分対象者及び処分内容

① 処分対象者

| 所属名 | 職名 | 年齢 | 性別 |
|-------------|------|-----|----|
| 三田市消防署警防救助係 | 消防吏員 | 23歳 | 男性 |

② 処分内容

免職

2 処分年月日

令和6年3月8日

3 処分に至った非違行為の概要・経過及び処分理由

① 概要 詐欺・窃盗

② 経過

- ・ 令和6年2月20日 職員の盗難申出
- ・ 令和6年2月21日 各所属長より職員への聞き取り
被害確認し警察への捜査依頼
- ・ 令和6年2月28日 職員から詐欺報告あり
- ・ 令和6年2月29日 消防本部の聞き取りに対し自供
- ・ 令和6年3月6日 三田市消防職員分限懲戒審査委員会

③ 処分理由

被処分者は、同僚職員に対し窃盗及び詐欺行為を行い、複数回金品を詐取した。

このことは、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものであり、三田市消防職員服務規程第9条の職員は、常に廉恥を重んじ職務の内外を問わず消防の不名誉となる行為をしてはならないにも該当するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものとして処分する。